

LIBOR 参照スワップの OIS への変換に関する取扱い等に係る制度要綱

2021年9月7日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

LIBOR 運営機関である ICE Benchmark Administration が 2021 年 3 月 5 日に公表した"Feedback Statement on Consultation on Potential Cessation"及び同日に英国 Financial Conduct Authority (FCA) が公表した"FCA announcement on future cessation and loss of representativeness of the LIBOR benchmarks"により、本年 12 月 31 日をもって、米ドルの一部テナーを除き LIBOR は公表が恒久的に停止されることとなった。

当社の金利スワップ取引清算業務において、日本円 LIBOR の恒久的公表停止への対応を行うために、金利スワップ清算約定のうち JPY-LIBOR-BBA を変動金利の決定方法とするものについて JPY-TONA-OIS Compound に変換すること（以下「OIS 変換」という。）や、清算適格対象から JPY-LIBOR-BBA を変動金利の決定方法とする金利スワップを除外すること等にかかる所要の制度整備を行う。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
I. OIS 変換の実施及び日本円 LIBOR の清算非適格化 1. OIS 変換の実施 (1) OIS 変換の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の定める日の業務終了時点において存在する JPY-LIBOR-BBA を変動金利の決定方法とする金利スワップ清算約定を、当社が定めるところにより、JPY-TONA-OIS Compound を変動金利の決定方法とする清算約定へと変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の定める日は 2021 年 12 月 31 日とする。 ・JPY-LIBOR-BBA を変動金利の決定方法とする金利スワップ清算約定のうち、日本円 LIBOR の恒久的公表停止日（2021 年 12 月 31 日）までに当該取引の最終の金利決定がなされる取引については、OIS 変換は実施しない。 ・その他の OIS 変換の詳細な内容については別途当社が定める。 ・規則上の取扱いは左記のとおりであるが、清算システム上の取扱いとしては、JPY-LIBOR-BBA を変動金利

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 手数料</p> <p>2. JPY-LIBOR-BBA の 清算非適格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 残存LIBOR特別手数料 2021年10月及び11月の各月末日の終了時点で残存するJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップ清算約定1件あたり月500円 ➤ 変換手数料 OIS変換を実施した清算約定1件あたり3,500円 ・OIS変換の実施以降は、JPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップについて、清算非適格とする。 	<p>の決定方法とする金利スワップ清算約定を解約するとともに、JPY-TONA-OIS Compoundを変動金利の決定方法とする新規の清算約定を成立させる扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残存LIBOR特別手数料は清算参加者及びアフィリエイトに設定し、変換手数料は清算参加者、アフィリエイト及びクライアントに設定する。 ・C種類株主清算参加者及びそのアフィリエイトについて、年度上限額は設定しない。 ・変換手数料は、2021年12月3日基準及び同月30日基準で行うOIS一括変換（1.（1）及び2.備考参照）並びに2022年1月4日以降行うJPY-TONA-OIS Compoundを変動金利の決定方法とする金利スワップへの変更（2.備考参照）に係る料金をいう。 ・2021年12月30日までは、スワップションの権利行使によって生成されるJPY-LIBOR-BBA又はJPY-LIBORを変動金利の決定方法とする金利スワップについては、清算適格とし新規の債務負担を行う。その上で、2021年12月30日の業務終了時点で存在するJPY-LIBORを変動金利の決定方法とする金利スワップ清算約定について、当社が定める方法により、OIS変換を実施する。 ・2022年1月4日以降当面の間、スワップションの権利行使によって生成されるFallback Rate(TONA)を変動金利の決定方法とする金利スワップについては、

項 目	内 容	備 考
		<p>当社が定める方法により、JPY-TONA-OIS Compound を変動金利の決定方法とする金利スワップに変更した上で当該変更後の金利スワップを債務負担する。</p>
<p>II. 円建て金利スワップの清算対象の拡大</p> <p>1. 日本円 TIBOR (D-TIBOR) 取引の残存期間の拡大</p> <p>2. 2021年版ISDA定義集参照取引の清算適格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JPY-LIBOR-BBAの恒久的公表停止に起因する市場変化に備えた受け皿拡大の観点から、日本円TIBOR (JPY-TIBOR-17097及びJPY-TIBOR) の清算対象取引に係る残存期間を30年まで拡大する。 ・ 2021年版ISDA定義集を参照する取引のうち、現在当社において清算対象となっている金利スワップ取引を清算対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、JPY-TIBOR-17097について残存期間20年までを清算対象としている。 ・ 現在当社において清算対象となっている金利スワップ取引について、2021年版ISDA定義集のFloating Rate Optionにおける名称が変更されるため、新名称の金利スワップ清算取引 (JPY-TIBOR、JPY-Euroyen TIBOR及びJPY-TONA-OIS Compound) について清算対象とする対応を行う。 ・ 清算約定に適用するISDA定義集を2006年版ISDA定義集から2021年版ISDA定義集に変更する。
<p>III. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年12月6日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ I. 1. (2) 記載の残存LIBOR特別手数料は、2021年10月末日より適用とする。

以 上